平成２６年度　第２回四街道市保健福祉審議会会議録

開催日時：平成２７年２月１６日（月）

１３時３０分から１５時４０分

開催場所：保健センター３階大会議室

【出席者】

柴委員（会長）、

澁谷委員、大渕委員、江口委員、金子委員、有川委員、岡田委員、秋山委員、原委員、中村委員、島委員、栗原委員、伊佐委員、飛田委員

【傍聴人】

３名

１　開会

２　会長挨拶

３　部長挨拶

４　議題

①子ども・子育て支援事業計画（案）について

②高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第６期計画）（案）について

③第４期障害福祉計画（案）について

５　閉会

○事務局　それでは、定刻前ではございますけれども、皆さんおそろいでございますので始めさせていただきたいと思います。

私、本日進行を務めさせていただきます福祉政策課長の安井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、会議次第でございます。それから、資料が３点ございます。資料ナンバーの１、子ども・子育て支援事業計画（案）、四街道市こどもプランというのが、その上に書いてあります。それから、資料の２、四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第６期計画）（案）でございます。それと資料ナンバー３、四街道市第４

期障害福祉計画（案）になります。以上でございますが、全ておそろいでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。

ただいまから平成２６年度第２回保健福祉審議会を開催させていただきます。

お配りいたしました会議次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、中島委員さんにつきましては、都合により欠席でございます。

それでは、初めに柴会長よりご挨拶をお願いします。

○会長　柴でございます。本日は、第２回の審議会ということで、お忙しいところをお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は会議をうまくまとめるということになりますと、答申というものでございます。委員各位の忌憚のないご発言、建設的な前向きなご発言を期待しておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○事務局　ありがとうございました。

続きまして、福祉サービス部長よりご挨拶を申し上げます。

○福祉サービス部長　本日はお忙しい中、平成２６年度第２回保健福祉審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様には、日ごろより保健福祉行政に対しまして幅広い分野からご助言、ご指導等をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、皆様には、今お話にございましたけども、昨年度から継続しております子ども・子育て支援事業計画に続きまして、今年度は高齢者福祉計画、介護保険事業計画、第６期計画ですね、それと第５期障害福祉計画の策定に係りますそれぞれの議題を構成して、長期にわたりましてご審議いただいてきましたこと、まことに御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、この保健福祉審議会で最終的なご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。甚だ簡単ではございますけど、挨拶とさせていただきます。

○事務局　それでは、議事の進行を柴会長、よろしくお願いいたします。

○会長　それでは、議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、傍聴者がいらしております。会議の公開によって著しく審議等が支障を来すということではないと考えますので、会議を公開するということでとり行いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長　また、会議の会議録についてございますが、発言者名を記録するということで、これは会議の公開の制度ということと定められておりますので、その点、本会議においても同様に取り扱わせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、傍聴の方を入場させてください。

よろしゅうございますか。では、議題に入らせていただきます。

第１番目、子ども・子育て支援事業計画（案）についてを議題とさせていただきます。

既にこの件につきましては、子ども・子育て部会において計画案が取りまとめられ、お手元に資料として配付をされております。そこで、子ども・子育て部会の江口部会長さんからご報告をお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○江口委員　座ってよろしいでしょうか。

○会長　どうぞ。

○江口委員　失礼します。

子ども・子育て部会は、平成２６年の２月から第１回を行いまして、それ以降、７回の会議、審議を重ねてまいりました。

計画の策定に当たりましては、平成２５年１１月に実施した子育て支援に関するアンケート、それから、国のほうで指定された子ども・子育て支援法の基本方針を参考にして、就学前の教育、取り組みの必要量と、その確保方策案について、平成３１年度末までの目標を定めた計画について審議を重ねてまいりました。

またこの間、子育て当事者である保護者からの具体的な意見を確認するために、子育て座談会のほか、意見交換会を開きました。また、パブリックコメントを実施して意見を伺った上で、本日取り組みにあるような計画を策定しました。それをもちまして、審議会のご報告とさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、計画の具体的な内容につきましては、事務局より説明させていただきたいと思いますので、担当の部局のほうでよろしくお願いいたします。

○会長　では、事務局のほうからお願いします。はい、どうぞ。

○事務局　子ども保育課長の植草でございます。よろしくお願いいたします。

私から、資料ナンバー１、四街道市こどもプラン、子ども・子育て支援事業計画（案）の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

説明に先立ちまして、１カ所、資料の訂正をお願いいたします。先にページをお開きください。下の表の右端に３１年度の列がございますが、１０２ページでございます。下の行の右端、３１年度の列の上から３段目に２３０人とございますが、正しくは２２７人でございます。その下は合計になっておりまして、内訳の２３０は誤っておりまして、２２７に訂正をお願いいたします。おわび申し上げます、申しわけございませんでした。

それでは、資料でご説明申し上げます。失礼して着席させていただきます。

１ページをお開きください。第１章、計画策定に当たってでございます。

１枚おめくりをいただきまして、３ページをご覧ください。１、計画策定の背景と趣旨となります。子どもや子育てを取り巻く環境の変化に対する国の取り組みといたしまして、平成２４年８月に子ども・子育て支援法を初めとする、子ども・子育て関連３法の成立によりまして、子ども・子育て支援新制度が創設されることになりました。子ども・子育て支援新制度へ円滑に移行するとともに、待機児童の解消を初めとする子ども・子育てを取り巻くさまざまな課題に積極的に取り組み、本市の全ての子どもたちの健やかな成長を支援するため、本計画を策定するものでございます。

４ページをお開きください。２、計画の位置づけと性格となります。（１）の公的位置づけですが、本計画は、子ども・子育て支援法第６１条に基づく計画でありまして、また、市の計画体系上では、（２）計画体系における位置づけのとおり、四街道市総合計画を上位計画とし、各種の関連計画との整合を図りながら、子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法が改正されまして、１０年間の時限立法であった同法が、さらに１０年間延長されることになりましたことから、同法第８条の規定に基づく市町村行動計画としても位置づけをいたしまして、一体的に策定する計画といたしました。

計画の名称につきましては、本計画の子ども・子育て支援法上の正式名称は市町村子ども・子育て支援事業計画となりますが、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としての現行計画を継承するものでありまして、今回は両計画を一体的に策定いたしますことから、本市がこれまで使用してまいりました四街道市こどもプランの名称を引き継ぐものといたしました。

５ページをご覧ください。３、計画の期間となります。本計画の計画期間は、子ど

も・子育て支援法の規定に基づき、平成２７年度から平成３１年度までの５年間といたします。

７ページをお開きください。第２章、子どもと子育て家庭をめぐる状況でございます。

１枚おめくりをいただきまして、９ページをご覧ください。１、市の現状となります。２３ページにかけまして、人口・世帯数の推移、市内の保育所、幼稚園、こどもルームの在籍児童数の推移など、本市における子どもを取り巻く状況について、グラフや表を使用して表しています。

２４ページをお開きください。こちらは、２、現行計画の達成状況となります。現行計画でございます四街道市こどもプラン後期計画におきまして、目標値を設定した事業の達成状況を一覧表で記載いたしました。現行計画の最終年度は平成２６年度となりますが、本計画案におきましては、平成２５年末時点の実績値を記載するとともに、達成と判断しております。

右側２５ページをご覧ください。アンケート調査による主な結果概要となります。本計画案を作成するに当たりまして、昨年度に実施いたしました子育て支援に関するアンケート調査結果の概要について、３７ページまで記載をしております。

３８ページをお開きください。こちらの４、子育て座談会、意見交換会の意見となります。現在、子育てをされている皆様の声を直接伺う場として、子育て座談会と意見交換会を実施いたしました。実施の概要と、お出しいただいた主なご意見を４０ページにかけて記載をしております。

続いて、４１ページをご覧ください。５、子ども・子育てにおける各種課題となります。失礼いたしました。こちらは市の現状、アンケート調査結果、子育て座談会や意見交換会での意見などから、本市の子育てにおける課題を整理し、４２、４３ページのほうに８項目にまとめたものでございます。

続いて、４５ページお開きください。ここからは第３章、計画の基本的な考え方でございます。

１枚おめくりをいただきまして、４７ページをご覧ください。１、基本理念となります。この項目は、本市における子どもと子育てに関する理念と、その考え方を記載するものでございます。これまで本市では、平成１６年に策定いたしましたこどもプラン前期計画では、基本理念を「子どもたちの笑顔と歓声にあふれたまち」といたし

まして、平成２２年に策定をいたしましたこどもプラン後期計画では、前期計画の考え方を引き継ぎ、「親子の笑顔と歓声にあふれるまち」としておりました。

今回策定する子ども・子育て支援事業計画におきましても、基本的な考え方につきましては、これまでの計画を引き続きますとともに、基本理念につきましては、「すくすく子育ち・地域（みんな）で子育て四街道」といたしました。

続いて、４８ページをお開きください。２の基本方針でございます。基本方針は、基本理念を実現するための５つの柱として定めるものでございますが、内容につきましては、この後の第４章のご説明の中で併せて触れさせていただきます。

続いて、５１ページをご覧ください。３、施策体系となります。１１６の施策につきまして、５つの基本方針ごとに基本施策、取り組み内容、施策を分類整理し、記載しております。

続いて、５６ページをお開きください。こちらは、４、重点施策となります。本計画案では、基本理念の実現に向けまして、（１）相談、情報提供、支援体制の充実、（２）就学前の教育、保育の提供体制の確保、（３）多様な保育サービスの確保の３項目を重点施策といたしました。

右側、５７ページをご覧ください。第４章、施策の展開でございます。

第４章では、５９ページ以降、９７ページまで５つの基本方針につきまして、基本施策ごとに現状と課題、取り組む方向性について記載いたしますとともに、取り組み内容ごとに具体的な施策名や事業内容などを記載しております。

２の基本指針によりまして、必須の記載事項とされている量の見込み並びに確保方策につきましては、該当する施策の欄外に二重丸を付して表記をしております。また、数値による目標が必須とされていない施策につきましても、数値目標を設定することが可能な施策については、できる限り設定することといたしました。

それでは、基本方針ごとに概略をご説明させていただきます。

５９ページをお開きください。基本方針１、多様な子育て支援の充実のうち、基本施策１、就学前の教育、保育の充実につきましては、これまで新に認可保育所を整備することで保育所利用定員数の確保を図ってまいりましたが、それを上回る利用希望者数の増加により、提供体制の強化が求められておりますことから、教育、保育施設の提供体制の充実など、６件の施策に取り組んでまいります。

また、６１ページをご覧ください。６１ページの基本施策２、地域における子育て

支援の充実では、一元的な相談窓口の設置など、多様なニーズに対応できる体制づくり、休日保育などの未実施の保育サービスの検討など、各種子育て支援サービスの充実が課題であることから、利用者支援事業など、２３件の施策に取り組んでまいります。

６８ページをお開きください。基本方針２、子どもや母親の心と体の健康づくりのうち、基本施策１、母子保健の充実でございます。経済面や健康面などで支援や配慮の必要な妊婦の増加に伴う支援体制の充実や健康診査の未受診など、状況把握が必要な家庭に対する早急な体制整備などが課題となっておりますことから、乳児家庭全戸訪問事業など、２０件の施策に取り組んでまいります。

次に、７５ページをお開きください。こちらは基本施策２、医療体制の充実でございますが、かかりつけ医の普及、初期救急医療や広域的な救急体制の維持、医療費に関する経済的支援の継続を取り組みの方向性といたしまして、５件の施策を位置づけております。

続いて、７７ページをお開きください。基本方針３、豊かな心を育む育成環境の整備のうち、基本施策１、健全な心身の成長に向けた支援でございますが、市内の全小学校に子ども遊具が整備されたものの、一部のこどもルームでは利用希望者の増加が続いていることや、地域住民と子どもの交流機会の減少などが課題となっておりますことから、こどもルームの充実など、１７件の施策に取り組んでまいります。

また、８３ページをご覧ください。こちらは基本施策２、次代の親の育成に向けた支援でございますが、命の大切さや正しい性知識などの思春期保健、地域への愛着の醸成、食に関する知識の普及啓発など、子どもたちの意識を育てることが重要であることから、思春期保健の推進など、７件の施策に取り組んでまいります。

８６ページをお開きください。こちらは基本方針４、多様な子育て家庭への支援でございますが、このうち基本施策１、仕事と家庭の両立支援では、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画社会についての周知によりまして子育て支援への関心を高めることを取り組みの方向性とし、３件の施策を位置づけております。

１枚おめくりをいただきまして、８８ページでございますが、基本施策２、配慮が必要な子ども、子育て家庭への切れ目ない支援では、ひとり親家庭、障害のある子どもとその保護者、虐待を受けているおそれのある児童などへの相談支援体制を強化するため、２５件の施策に取り組んでまいります。

９４ページをお開きください。基本方針５、子ども・子育てに優しいまちづくりの基本施策１、子ども・子育てに配慮した生活環境の充実でございますが、道路や公共交通機関の計画的な整備、交通安全施設の整備、交通安全教育と普及を取り組みを方向性とし、１０件の施策を位置づけております。

９９ページをお開きください。こちらは第５章、計画の推進でございますが、１枚おめくりをいただきまして、１０１ページをご覧ください。１、教育、保育提供区域の設定についてとなります。教育、保育提供区域は、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、市町村が区域を定め、その区域ごとに量の見込みや提供体制の確保内容を定めることとされているものですが、本市では人口規模、市の面積、地理的条件、交通事情などから、市域全域を一つの教育、保育提供区域とすることにいたしました。

次に、同じページの２、量の見込みと確保方策についてをご覧ください。先ほど第４章でご説明申し上げましたが、国の基本指針によりまして必須記載事項とされております量の見込み並びに確保方策につきまして、具体的な内容を１０８ページにかけて記載をしております。また、併せまして１０９ページになりますが、数値目標が必須とされていない施策に関して設定いたしました数値目標についても、こちらに合わせて記載をしております。

本計画案の概要についてのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見がございましたら伺いたいと思いますが、何かご発言がございますでしょうか。どうぞ。

○伊佐委員　伊佐ですけれども、子ども・子育て支援部会に関しましては、先ほど７回部会開催されたというふうにお聞きしました。私は委員ではないんですけれども、４回ほど傍聴させていただきました。傍聴した感想では、かなり各委員さんから活発な意見が出されてたなという印象があります。

今回、このこどもプラン、計画の策定をもちまして部会は解散になるとは思うんですけれども、何か、そのまま解散するのがもったいないなという感想を持ちまして、部会の委員さんからの意見は出てたと思いますけれども、独立した子ども・子育て支援会議、ほかの市町村ではそういうところも設けてるみたいですけれども、今後、４月以降、そうした会議を設置して、もう通年、そこでいろんな議論ができるような、そんな体制ということをお考えではないかどうか、その辺を確認したかったんです。

○会長　事務局のほう、どうぞ。

○事務局　ありがとうございます。

今回の子ども・子育て部会につきましては、これまで四街道市でさまざまな福祉関係、保健関係の分野を保健福祉審議会にお願いをしてきたという経緯がございましたので、引き続き保健福祉審議会にお願いをしたいということで、かなり、これまでなかった子ども・子育ての部会を新たに設置をしていただきまして、お願いをしたものでございます。

また、部会の中には、本会の５名の委員さんのほかに保護者の方、また園の関係の方、４人の方を臨時委員ということでお願いをして、７回の審議をしていただいたものでございます。

また、今後は進行管理等ございますけれども、部会は一旦、計画策定をもって解散ということになりましたが、引き続き本会の委員さんとして５名残っていらっしゃいますので、本会のほうでお願いをしていきたいと今のところ考えております。以上でございます。

○会長　よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかに、ご質疑の方がおありになりますか。どうぞ。

○大渕委員　大渕でございます。

答申案には全面的に賛成をしたいと思いますが、若干補足といいますか、注文をつけておきたいと思うんですが、１つは障害のある子どもの受け入れの項目のところで、私もつぶさに拝見いたしましたけれども、委員さんとの間でどういう形で学童クラブ、ルームの職員を研修するかというようなことが議論をされていたというふうに伺いました。大変重要なことだと思います。

私は障害者の施設で働く人間として、やっぱり子供たちを預かるルームの先生方が障害に対して正しい知識を持っていただくということは非常に大事なことだというふうに思いますので、ぜひ研修もきちんとやっていただきたいと思いますが、四街道市のフェイスブックを拝見いたしましたら、職員の方を対象にした障害の研修が掲載をされておりました。

それによりますと、心理の専門の方をお招きして、職員の方が研修を受けたと、そういうことが載っておりまして、私はこういう研修も非常に大事じゃないかっていうふうに思いますので、さまざまな四街道市の研修を参考にしていただいて、ぜひルー

ムの先生方にも障害児受け入れが十分に環境として整うように研修をしていただきたいと。その際に、先生方への研修の重点なんですが、障害のある子どもを健常の子どもが受け入れやすいような、あるいは十分に交流できるような視点での研修ということが非常に大事じゃないかというふうに思いますので、ぜひそういう点にも留意されて研修をしていただきたいと、このように思います。

それと、もし必要ならば、私どもの施設にルームの指導員を派遣していただいて、そこで１日でも２日でも実習をしていただく、あるいは見学をしていただく、そういうことも非常に有益ではないか、有効ではないかというふうに思いますので、そういうことも含めてルームの指導員に対する研修を行っていきたいというふうに考えます。

それから、２つ目は大変、どこの自治体でも目立たない施策なんですが、病後児保育、それから、病児保育の問題であります。計画を見ますと、病後児保育については中央保育所で実施をしているということ、それから病児保育については、これから市内の医療施設と連携を図って展開をしていくというようなことが述べられております。非常に地味な目立たない事業ですが、保護者にとりましては非常に重要な事業なわけですね、病後児保育も、あるいは病児保育はなおさら。ですから、特に病児保育については市内の医療機関と連携をとって、具体的に始められるような体制をぜひお願いをしたいというふうに思います、それが２つ目。

それから、３つ目はルームから放課後教室の関係が、この部会の中でも議論になったというふうに議事録で拝見をいたしました。私も非常に重要な議論だと思います。国は、みんな一緒にすればいいということで、ルームと、それから放課後教室を一緒にしようなんていうふうなことが考えられていて、ご当局の答弁では、四街道市はそんなことしませんということでしたので私も大変安心しましたけれども、部会の中の議論にもありましたように、我孫子市ではルームの先生が放課後教室も任されて、休憩をとる時間もなくなって、大変になってるということをその論議の中でもありましたし、私も実はそのことを、実際ルームからも伺っております。

ですからルームと、それから放課後教室とを一緒にするようなことを、国の方針ではそうかもしれませんけれども、ぜひ四街道市では、ご当局の答弁にもありましたような形で、きちんと分けてやっていく、私は四街道のルームというのは、小学校全校に設置されてるということは非常に先進な例だというふうに思います。ですから、ぜひルームはルームで、そういう形で充実をさせている。それから放課後教室は、これ

はルームとは違って所管の官庁も違いますし、目的も全然違うものですから、あくまでこれは教育として、教育委員会が地域の力を借りながら放課後の子どもの居場所を確保してやる、こういう政策だと思いますので、ぜひともそれは一緒にしないで、頑張って両方とも達成していくと、充実していくと、そういうことをひとつお願いをしたいというふうに思います。

以上、３点に補足の意味で、ご意見を申し上げました。

○会長　今、３つのご意見がございましたけれども、事務局のほうから何かご発言がございますか。どうぞ。

○事務局　今、ただいま大渕委員のほうから３点ほどご意見いただきました。ありがとうございました。

まず１点目でございますが、障害児の皆さんへの研修ということで、そういったご意見、本当にありがたく思っております。今現在、四街道市では、こどもルームについては原副会長さんがいらっしゃいますけども、社会福祉協議会への委託もさせていただいておりまして、関係機関との連携を図りながら、もし研修とかで先生のほうのご協力が得られれば大変ありがたいなと思っております。

それから、２点目でございますが、病後児は一応保育所で今現在やっているわけですが、病児保育につきましては、こどもプランというこの名称をずっと引き継いで、まだ実現していない事業ということで、私どもも非常に各医療機関の皆さんとも十分な協議を踏まえて、ぜひとも今回のこどもプランの中に取り入れて、計画として載せてございますので、努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほうをよろしくお願いいたします。

あと、放課後こども教室のほうにつきましては、今ご指摘いただいたとおり、今のところ、教育委員会の後半をこども教室は別途の生徒ということで現在やっていこうというふうなことで考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○会長　ありがとうございました。

ほかに、ご発言の方がいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○澁谷委員　澁谷でございます。

目標値の部分で、見方なんですけども、こういう理解でいいでしょうか。例えば、ちょっとわかりやすく例として５９ページの取り組み内容等に事業内容、「待機児童

解消の対策として民間の保育所を設置し」と、こういう方針だと書かれています。それについて具体的に１０３ページ、ここの具体的な分野については、ここには１号から３号までありますので、ちょっとわかりやすく１０３ページの④、３号認定見ますと、表を見ますと、２８年度と２９年度、ここが一つの転換点のようになっている、読めるんですね。

２８年度に足りない７２人が２９年度に６人、何か余裕出ると、このときに読む側としては、２９年４月に今のところ新たな民間の保育所を設置、整備をしようと思ってるのかなっていうふうにとれるんですが、ほかの高齢者の計画ですと、かなり３年間のうちに１カ所とか、この年に１カ所整備しようというふうに書いてあるんですが、なかなか子ども分野のこの部分では、子どもの人数の変動とか、子育ての部分の待機児童の数などの上下が激しいんで、なかなかそういうのは示すことが難しいのか、そのあたりいかがでしょうか。市民の方にわかりやすいとなると、やはり大体このあたりに１カ所設置しようと思ってるって書いてあると、ちょっとこう、ああと思うんですけども、この点の書き方としてはいかがなんでしょうか。

○会長　というご指摘、ご質問でございますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○事務局　今ご指摘いただきましたとおり、前段の計画の部分と、この量の見込みの部分、直接的には表現上つながってはおりません。国のほうの量の見込みの確保方策というのが人数で表現をするという形になっておりました関係もありまして、この人数の数字をつくるに当たりましては、施設数、施設の整備見込み数等ももちろん既に考えた上で、この人数のほうは設定しておりますけれども、確かに表現上、人数のみの表記ということで、少々わかりづらくなっておりますことは申しわけございません。おわびいたします。

あと、２９年度につきましては、国のほうで待機児童解消の加速化プランというのが行われておりまして、５年間ではなくて、まず２９年度に需要と供給が合うようにということがございまして、前半の部分でかなり見込みを多くとるような形にはなっております。その関係で、委員おっしゃられたように、１９年度が一つの転換点になっておりまして、全体として５年間で整備をするという形になっているものでございます。以上でございます。

○会長　わかりました。よろしいですか。

ほかには、ご発言の方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○栗原委員　栗原でございます。

具体の議事録の読み込みが不十分であったのかなと思っておるんですが、２点ほどお尋ねしたいんですが、まず１点といたしましては、この審議会が始まりましたときに、幼保の立体化の説明が随分なされたと思うんですけれども、それにつきましては、この部会の中ではどのような審議がなされて、今後の四街道市の方向性がどのような形になっていくのかという審議があったのかということをお尋ねしたいのと、あとはもう一つ、申しわけございません、４７ページの基本理念のところの、「すくすく子育ち・地域（みんな）で子育て四街道」という基本理念の標語なんですけれども、この標語につきまして、今議事録の中では「すくすく子育ち」の「子育ち」という言葉の使い方について、委員さんからご意見が出ていたのを読ませていただきました。６は、この「地域で子育て」というところに、「地域」と書きながら「みんな」と読ませることにつきまして、具体の中でどのようなご意見が出たのか。

一般市民の方のを見まして、その地域のみんなというのが果たして本当に同一なのかというようなご意見が出るかもしれませんし、私といたしましては、あえて「地域」というところを「みんな」と読ませるのは、気持ちはすごくよくわかるんです、理念もとてもよくわかるんですが、言葉として少し無理があるのではないかなという感想も持っておりますので、この辺につきまして、部会の中でどのような議論がなされたのかをお話しいただければと思います。

○会長　ということでございますが、どうぞ。

○事務局　それでは、１点目のご質問でございますけども、こちらは私のほうからお答えさせていただきます。

まず、幼保の一体化ということで、認定こども園ですとか、そういったことだと思いますけれども、市内にはこれまでも４月からの新制度ではなくて旧制度の認定こども園が１園ございましたけれども、そちらは新制度の認定こども園にそのまま移行するということで予定をされております。あと、私立の幼稚園の中で、今までの私学助成を離れて新制度の施設型給付と申しますけれども、新制度の幼稚園に移行する園は今のところございません。

それと、保育所、幼稚園通じてでございますが、今回、４月から認定こども園に移行するという施設については、現在のところ予定はございませんで、また新制度が始まってからの状況を見ながら、今後検討したいという園もいくつかございました。こ

のような状況につきましては、部会の中でも委員の皆様にご報告をさせていただいております。ちょっとお待ちください。

失礼いたしました。２点目でございますけれども、まず、大きく分けて「子育ち」の部分と「地域」、「みんな」の部分でございますけれども、「子育ち」については、部会の審議の中でも、このような言葉はないのではないかというご意見、確かにいただいております。

私どもといたしましては、国の指針の中でも「子どもの育ち」という言葉が使われておりまして、子育てのまず第一義的な責任は保護者、親にあると、それと合わせて周りは支援をしていくというような形で子どもの育ちを支援するということになっておりましたので、「子育ち」という言葉を使わせていただいたものでございます。

「地域」、あるいは「みんな」という部分については、部会の中では特段ご意見はいただいてなかったと記憶をしております。以上でございます。

○事務局　よろしゅうございますか、今、ご説明がございましたが。

○栗原委員　私の考えといたしましては、「子育ち」という言葉と、そして「地域」という言葉を「みんな」と読ませることによりまして行政のかかわりが非常に弱まってしまうのではないかというような印象を受けるのではないかと、これは市のほうが中心になってつくっていこうということもプランですので、それからいたしますと、原則的に子どもは保護者が育てる、そして地域で育てる、じゃあ行政はというところが何となくこの標語からは弱いのではないかなという私の意見でございます。

○会長　というご意見でございましたが、何かそれについて事務局のほうは、こういうことだというようなご説明がございますでしょうか。あくまでも、そういう意見だということでございますが。はい、どうぞ。

○事務局　基本理念ということで、非常に簡略化してるといいますか、表現としては短い表現になっておりますので、このような形をとらせていただいておりますけれども、その上の文章の最後の３行ほどになりますけれども、地域住民と行政が一体となって子育て環境の向上に取り組んでいくと、地域全体、すなわち「みんな」で応援するまちを目指すということで記述をしております。

また、この計画自体、今、委員がおっしゃられたように、市が部会の皆様にご協力をいただいて、また、パブリックコメント等も行った上で作成したものでございますので、当然、行政はかかわっていくと、主体となっていくものというふうに考えてお

ります。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

ほかには、どなたかご発言はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

特にご発言がなければ、この計画については当審議会としてはご賛同をいただいたということでよろしいでしょうか。（「異議なし」と言う者あり）

ありがとうございます。ということで、ご賛同をいただいたということにさせていただきます。（拍手）

それでは、この件につきましては、この計画案に乗って答申ということで、後ほど市長に答申をいたそうと、こう思います。

続きまして、議題の２点目でございます。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第６期計画）（案）についてでございます。

これにつきましても、高齢者部会において計画案が取りまとめられまして、お手元に既に配付をされております。

それでは、高齢者部会の原部会長さんから、ご報告をお願いをいたします。

○原委員　座ったままで失礼します。高齢者部会の原でございます。

私ども高齢者部会では、平成２６年８月の第１回の議会開催以来、４回の会議を開催し、質疑を重ねてまいりましたものです。

計画の策定に当たりましては、国の方針であります団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年を見据えた中長期的視野に立った施策展開を図ることを念頭に、市民のアンケート調査の結果、市民団体、介護事業者団体等の意見交換会の結果などを踏まえた上で、本日お手元の計画の案を策定いたしましたので、審議会議のご報告はさせていただきます。

なお、計画案の詳細につきましては、事務局より説明をさせていただきます。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。どうぞ。

○事務局　高齢者支援課長の浜口でございます。よろしくお願いいたします。

私から、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の第６期計画案の概要につきましてご説明をさせていただきます。

大変恐縮です、座らせていただきます。

最初に高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画ということでございますが、高齢者保健福祉計画と申しますのは、老人福祉法に基づきまして高齢者の心身の健康保持事業、あるいは健康づくりのための支援策など、保健と福祉全般にわたるサービス提供体制、こちらを確保するための計画でございます。

また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、要支援、要介護認定者が心身の状況に応じた介護保険サービスをみずからの選択によって事業者から適切に受けられる体制を確保するための計画です。両計画は、密接に関連しておりまして、一体的な施策の展開が求められることから、本市では両計画を一体のものとして策定しております。

なお、今回の第６期計画は、本年３月に策定するもので、計画の期間は平成２７年４月の１日から平成３０年３月３１日までの３カ年となります。

それでは、順次、具体的な内容についてご説明を申し上げます。

５５ページをお開き願います。初めに基本理念でございますが、医療、介護の緊密な連携のもと、地域の人たちの力を十分に活用し、地域の包括ケアシステムの一層の強化を図ることから、「ともに支え合い、生涯にわたって、いきいきと生活できるまち・四街道」、こちらを基本理念にいたしまして、介護、医療、予防、生活支援、福祉サービス、こういったものを相互に連携させながら施策を展開していくことといたしました。

それでは、１ページめくっていただきまして５６ページからでございます。５６ページから５９ページにわたりまして、４つの基本目標を掲げました。基本目標の１、自立生活を支える保健福祉事業の推進、基本目標の２、社会参加と生きがいづくりの促進、めくりまして基本目標の３、相談体制の充実と地域支援体制の構築、そして基本目標４、介護保険サービスの充実、この４つを基本目標といたしまして、各ページの中段以降に記載のあります施策を展開してまいります。

それでは、６０ページをお開き願います。近年の市の高齢者の状況や国の方針を踏まえて、４つの重点施策を位置づけ、関連施策、事業の積極的な展開を図ることといたしました。

最初に重点施策の１の地域包括ケア体制の充実、こちらにつきましては、高齢者が身近な地域で安心安全に生活できるよう地域包括支援センターを中心として多様なサ

ービスを組み合わせ、切れ目のない支援のできる体制を強化していく、こういったことが求められることから、地域包括支援センターの機能強化、在宅医療、介護の連携、認知症施策の推進、そして次のページでございますが、見守り体制の充実、生活支援サービスの体制整備の推進、こちらを図ることといたします。

続きまして、同ページの後ろの部分ですが、重点施策の２でございます。介護保険サービスの提供体制の整備、こちらでは、住みなれた地域の中で安心してサービスが受けられる基盤づくりが求められている、こういうことから、第６期計画期間中において引き続き高齢者が適切なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスや介護保険施設のサービスなど、サービス提供体制の充実や事業者の参入を促進することといたします。

６４ページ、次のページでございます。重点施策の３、生きがいづくりの推進では、高齢者が心身ともに元気で生きがいを持って生活を送られるよう、交流の場の拡充や学習機会の充実を初め、生活支援サービスの担い手として活動する機会の充実、こういったことを図ることといたしました。

そして最後の重点施策の４、高齢者の居住安定の推進。こちらでは、住まいの確保が不可欠なことから、高齢者のニーズを的確に把握し、サービス付高齢者向け住宅、各種老人ホーム等の整備によりまして、高齢者の住まいの安定的な確保を図ることといたします。

続きまして、第４部、６５ページの扉でございますが、施策の展開でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました４つの基本目標のもとで施策を展開するための事業を１１１ページまで記載しております。なお、数値で示すことのできる事業については、前計画期間における平成２５年度実績値及び計画期間中の目標値を記載しております。また、サービスの基盤整備につきましては、長期的な視野が必要なことから、３２年度と３７年度の記載をしてございます。

では、１１２ページをお開き願います。このページから１１４ページにわたりまして、地域支援事業の取り組みを記載いたしました。地域支援事業と申しますのは、介護保険法の改正によりまして大幅な見直しが行われたものでございます。

具体的に申し上げますと、第６期計画期間中に介護予防訪問介護、これは介護予防のホームヘルプサービスです。そして介護予防通所介護、こちらは介護予防のデイサービスです。この２つが地域支援事業の中の介護予防・日常生活支援総合事業、こう

いった市の事業で提供する予定であることから、その内容を中心に記載したところでございます。

それでは、１２１ページをお開き願います。このページから１２８ページまで記載しておりますのは、介護サービス事業費と介護保険料の推計についてでございます。こちらにつきましては、国の示したワークシート、これに実績値をデータ入力することなどによりまして、人口及び要支援・要介護認定者の推計、地域支援事業費及び介護サービス事業費の見込みを算出いたしました。

１２５ページをお開き願います。介護保険料の推計につきましては、第６期計画の３年間における介護サービス事業費と地域支援事業費の合計を約１５５億７，６２３万５，０００円と推計いたしまして、この経費に充てる介護保険料を約３６億７，９９２万円と見込んだところでございます。また、介護保険料の弾力化によりまして、現行の９段階１１区分を１３段階に変更することといたします。さらに介護保険料の上昇を緩和するため、介護給付費準備基金から３億８，４００万円を取り崩し、保険料基準額を減額することといたしました。これによりまして、第６期の保険料基準額は月額３，７００円、年額４万４，０００円とすることといたしました。

なお、本市の保険料基準額につきましては、県下において下位の位置づけになるものと認識しております。

次に、パブリックコメントにおきましては、１名の方からご意見をいただき、市の考えを本日午前中にお示ししたところでございますが、本計画案の訂正には至らなかったことをご報告いたします。私からは以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご発言の方がいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○伊佐委員　すみません、伊佐です。

すみません、ちょっと具体的な数字が言えないんで申しわけないんですけども、平成２９年度を目途にしまして、要支援の方が一部、予防訪問介護と、それから予防通所介護、これが地域支援事業に移行するということなんですけれども、まあ、私の推測なんですけれども、訪問介護にしても通所介護にしても、入浴介助を受けてる人っていらっしゃると思うんですけれども、そういうことも地域支援事業に移行することを想定しているのか、入浴介助につきましては、現行どおりの要支援の人が受けてる

サービスをそのまま受けられることを想定しているのか、その辺を確認したいんですが。

○会長　お願いします。

○事務局　お答えいたします。部会でもご説明したところでございますが、２９年４月１日を目途に要支援１、２の方々の、先ほど申しました介護予防の通所介護も訪問介護も地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行をいたします。

そちらが書いてあるのが１１２ページ、１１３ページでございますので、そちらをご覧ください。訪問介護、通所介護、こちらをわかりやすく書かれているのが１１３ページでございます。１１３ページの表の一番上のほうの予防給付、こちらに訪問介護、通所介護とございまして、これが見直し後の介護サービス、介護予防・生活支援サービスで訪問型サービス、通所型サービスになっていると。

これでございますが、もちろん要支援１、２の介護予防の現在サービスを受けてる方には引き続き専門的なサービスを必要とされてる方がいらっしゃいます。それを、私どもの事業にいたしましても引き続きその専門事業は行っていきます。これが平成２９年４月１日からです。ただし、要支援１、２というものが必ずしも必要ではなく、例えばそれ以外の入浴サービスとか、いろんなサービスを使う方については、要支援１、２の認定を受けていただいて、今後も通所介護の入浴、あるいは通所介護を使うことができます。また、要支援１、２を受けていない方でもチェックリストを使いまして、通所介護を行うことができます。

いずれにいたしましても２９年４月１日から四街道市の事業になるわけでございますが、何度も繰り返して恐縮でございますが、専門サービスが必要な方には、今までどおりの専門サービスを受けていただくということを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○会長　よろしいでしょうか。

○伊佐委員　わかりました。

○会長　ほかにご発言の方はどうぞ。

○飛田委員　飛田です。

非常にきれいにまとまって結構なんですけど、気になった点は、認知症がこれからどんどん増えることは間違いないと思うんですね。それから、これからどんどん７５歳以上の方がものすごい増えるという中で、今のこの施策のいろいろ展開された、何

ていうか、マニュアル、計画が、例えば市民が読んで、例えば認知症になった、本人は認知症になったことは認知できなくなるわけですけど、周りの方が認知症になったときに誰にどのようにすがったらいいかということを、こういう行政の方たちの書いた施策サービス、サービスの部門はどこへ誰に連絡すればいいのか。そういうものを、できれば別枠で連絡場所と・・・・・・。これ、全部においてそうなんですが、子ども支援もそうですし、それから障害福祉計画もそうなんですけど、そのようなやっぱりサービスがないと、年をとってしまうと老々での全ての介護とか、その問題が起きてきますから、そういうきめ細かいところの行政のサービス、ここへ連絡すればすぐわかるよと、赤字で書いてあるとわかるわけなんですけれど、そういうものをひとつ考えたらいかがかなということを提案したいと思います。以上です。

○会長　お願いします。

○事務局　お答えいたします。ご提案、ありがとうございます。重く受けとめさせていただきます。

　それでは、大変恐縮ですが、計画の９２ページをお開き願います。こちらの９２ページにおきまして、認知症高齢者への支援体制の構築をいたしまして、３点をまとめさせていただきました。この新しい第６期計画以降は、認知症初期集中支援チームであったり、あるいは認知症の地域支援推進員を配置することになります。

　さらに皆様への周知のために地域支援マップ、こういったものも作成をする予定でございます。計画書には書いてございませんが、さらに充実するために施策を展開してまいります。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。

○飛田委員　いいですか。

○会長　どうぞ。

○飛田委員　ということは、何か別にそういうものがつくられて、またやるということで、金かけるというよりは、計画書の中できちっとそういうものを定めておけば１回で済む経費が、なぜそういうことをやってるんですか。市の、要するに予算を使うんであれば、もっと財政的なことを考えた、後押しできるような施策を考えたほうがよろしいかなと思ってるんですけど、そういうのは一本化できないんですかね。

　例えば総合計画であれば、ちゃんと総合計画の右端にいろんな注意コメントが載ってきておりますから、それでチェッキングできるんですけど、こういう計画、同じだ

と思うんですけど、やはりこちらに小項目をつくっておいて、そこに連絡場所とか、あるいはサービス機能を発揮できるようにやれば１回で済むんじゃないですか、そういう提案です。

○会長　どうぞ。

○事務局　いろいろとご提案、ありがとうございます。

今回の場合については３年間の計画書でございます。実際に、こちらを例えば地域支援マップをつくろうとか、認知症初期集中支援チームをつくろうとなると、当然ながら、そういったものをつくっていって、それを皆様のお手元に届けるとか、あるいは窓口に置くとか、きめ細かい施策を展開していきます。

この計画というのは、その施策を展開するための計画でございますので、その点のご理解のほうをいただければと恐縮に思います。以上でございます。

○会長　ありがとうございます。

○飛田委員　２本立てだということですか、３年間だからできない。であれば、例えば１０年間の計画の中で、１０年間の計画はどうするんですか。５年間で計画立てて、５年ごとに前期後期でやっていった場合は、前期ではこういうことでやっていますということでの３年間計画という中で物を考えていったり、いろいろするんじゃないですかって聞いてます。

そうすると、３年間でもし考えるのであれば、一般の企業であれば３年間ずっとやって長期というふうに考えられますから、行政においてもそのような考え方を踏襲したほうが、これからは年寄りばっかりになってしまいますから、なかなかそういうものがうまくいかなくなるんじゃないかなというのが、非常に僕、今懸念してることなんですが。四街道市そのものが、そういうことに対応の遅れとか何かで大きな問題起きなければよろしいんですけれど、そういうことにならないようにひとつよろしくお願いしたいなと思います。

○事務局　お願いで、はい。

○会長　ということでございます。

○飛田委員　予算を使い過ぎちゃったら問題かなということです。

○会長　次に、具体的ないろいろなお知らせの類い、あるいは計画書が出てきた段階では、今の委員のご発言のような欄を設けていただきたいと、これはあくまでこの計画に沿ってそういうものをつくっていくということだと、こういうご説明だったと思います

ので、ご理解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○飛田委員　はい。

○会長　ほかに何か、どうぞ。

○大渕委員　大渕でございます。

私も今の飛田委員さんの意見と同じなんですけどね。ここに初めて立ち上げたというふうに記載されている認知症の初期集中支援事業、これがまだ若干抽象的な記載なもんですから、私もこれは非常に大事な事業だと思って、これについては議会の中でもやりとりがあったというふうに思うんです。

ただ、その中で私が思いましたのは、これに先立ってアンケートをとったというんですね。家族の人たちが認知症になりそうだ、そういうふうに気づいたときに、誰に一番相談するかというアンケートがあるんですね。そしたら、それはかかりつけのお医者さんだというのが圧倒的に多いわけですよ。常識で考えてそうですよね。私だって周りの者がそういう状況になれば、一番最初にやっぱりかかりつけのお医者さんのところへ相談に行くと思うんですけれども。ですから、認知症の初期の状況というのをやはり一番キャッチしやすい立場にいらっしゃるのは、かかりつけのお医者さんですよ。

この初期認知症の集中支援事業の中に、そういうことをキャッチしたかかりつけのお医者さんから、このシステムに逆にその情報を提供していただくような、そういうことができないと、これに書いてあります検討チームというのは医療系職員だとか、介護系職員、専門医から成る認知症チームをつくると。これは役所の中には、失礼ながら医療系職員さんというのはそんなにはいらっしゃらないわけですよね。

どうしてもやっぱり医師会なり地域のその医療関係の方々に協力をしていただかないと、この初期集中支援事業というのは、私は成り立たないんじゃないか、大事な事業だと思いますけども、そこでやっぱりかかりつけのお医者さんから、逆に情報を市役所のほうに提供していただけると、誰々さんがちょっとやっぱり、そろそろおかしいよというふうな、くだけて言えば、そういう情報を提供して、それの情報をもとにしてチームが検討していく、家族に対して支援していく、そういう流れが必要なんじゃないかと思いますので、そこのところをもう少し具体的にしていただくと、市民の皆さんも認知症がそろそろ始まったときに、どういうふうなことをやればいいか、安心して、安心してっていうのおかしな言い方ですが、まずとりあえずはなれているか

かりつけのお医者さんにかかれば、その情報が市役所のほうにもバックしていくよということが保障されれば、この制度が生きてくるんじゃないかっていうふうに思いますので、まだこれは初めて立ち上げるということですが、ぜひ具体化の際には、そういうかかりつけのお医者さんに一番先に相談に行くという市民の皆さんの意向を十分にキャッチした上での施策を具体化していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つよろしいでしょうか。

○会長　はい、どうぞ。

○大渕委員　介護保険料の料率と段階の問題についてお尋ねをしたいんです。

インターネットで介護保険料の各都市の比較というのを引きますと、先ほど課長さんもおっしゃったように、四街道市が３，２００円で一番安い、これ、全国でも一番安いんです。ですから、これは四街道市民は非常に安心して、しかもそれを誇れる内容にしてもいいと思うんですね。それで、それを継続するために準備金の取り崩しまでやって、今年もまた今期の計画もできるだけ介護保険料を安く抑えようということを計画してらっしゃる。これは非常に高く評価できることだというふうには私も思います。

それと同時に、今度は段階を９段階から１３段階まで広げたと、この広げた意味は、１つには、同じ階層の中に例えば２００万円の所得の差があった場合に、それを１００万円に縮めれば、より応能負担の原則をきちんと適用できるということから細分化したんですよね。それは会長さん、そういう意味があるわけですね。それが１つ言いたい。しかし、もう一つ、第１段階の低所得者層の比率を０．５からもっと下げることができないかということなんです。

私、千葉県の中の各都市の比率といいますか、第１段階をどのくらいまで、四街道と同じように０．５なのかということを調べてみましたら、かなりの都市が０．４とか、あるいは極端なところは０．３の比率を持ってるところがあるわけなんです。同じ圏域の中でも、印西市は０．４ですよ。それから、白井市も０．４ですよ。一番低いのが流山市の０．３というのがあるんですね。すなわちそれは、それだけの比率を掛ける介護保険料になるわけですから、それだけ第１段階の低所得者層に厚い配慮をしていくということになるんだろうと思うんですね。

そこで、せっかく９段階から１３段階にしたんだから、もう少し頑張って、一番低所得者の第１段階の人たちの比率を０．５ではなくて、もう少し下げられないのか。

それから必要な額は同じですが、その分、下げた分は当然どっかにしわ寄せが行くわけで、それを例えば一番最高の段階の１３段階の人たちにもう少し負担をしていただいて、これを２．１の比率じゃなくてもう少し上げられないか。東京都なんかに行きますと、べらぼうに高い０．３とか０．４というような比率を高所得者にお願いをしている、そういう都市もございます。

ですから、私は低く抑えてることを評価しますし、また、段階を９段階から１３段階に広げたということも大変な努力だというふうに思います。それと同時に、もう一つ踏ん張って第１段階の低所得者の人たちの比率をもう少し低くできないもんかどうか、そのことをちょっとお尋ねをしたいと同時に、できればこの次もその計画をつくる段階では、そういうところにも配慮をお願いしたいというふうに思います。

四街道市の高齢化の特徴については、課長さんも分析していらっしゃるように、まだ後期高齢者の人たちが増えるという状況じゃなくて、その前段階が増えているということなので、それはいわば医療機関なんかもかなり、後期高齢者医療費も低くなってますし、この介護保険料もというふうな形で助かってるわけですが、この段階の人たちが今度７５歳以上にいずれはなっていくときに、やっぱり介護保険料というものが今の段階で納まるんじゃないんじゃないかというふうな危惧もします。

これは栗原委員と課長さんの間で、議事録なんかでも見ましたけれども、将来的に大丈夫なのかと、これだけのものを準備金を取り崩しちゃって、あと残りが大丈夫なのかという議論もありますから、やはり市民の皆さんはそこのところを一番やっぱり心配なさると思いますので、その辺の見通しもぜひお聞きいただければと思います。これは議会の中で必ずこういうことはやっぱり出てくると思うんですよ。ですから、そこのところはひとつ明らかにしていただくと、より市民の方が安心できるんじゃないかというふうに思います。

○会長　はい、どなた。

○事務局　それでは、順次お答えを申し上げます。

まず、認知症初期集中支援チームについてのご質問でございますが、かかりつけ医というふうに、要はサポート医の資格を持った方にその認知症初期集中支援チームに入っていただこうということで、現在、認知症初期集中支援チームについては、どこもまだ行っておりませんし、ただ、モデル事業として何市かやってるところはございます。そして２７年度から第６期基本計画が始まりまして、２７、２８、２９年度、

この３年間の間に初期集中支援チームをきちんとした形にすると。

初期集中支援チームというのはどういうものかと申しますと、例えばお一人でご自分が認知だと思っていない方、あるいは身内の方がいらっしゃらなくて、ひとり暮らしの方、あるいはご家族の方がそれに気づかない方、こういった方々は介護のサービスを使っていないし、医療のサービスも使っていない。こういった方々を地域の方々からの情報によりまして、これを早期に発見すると、これが初期集中の目的でございます。そして、こういった方々を介護サービス、あるいは医療サービス、こちらにつなげていこうと、これが認知症初期集中支援チームの目的でございます。

これにつきましては、現在、認知症初期集中支援チームをどのような形にすればいいのか、あるいは支援員をどういう形にすればいいかということで、検討チームを立ち上げて検討をしてるところでございます。また、こういった方々がかかりつけ医にかかったり、あるいは介護のサービスを使えるように初期の段階で見ていこうと、そして、例えばその方が介護サービスにつながり、あるいは医療サービスにつながったとしても、少しの間、例えば３カ月、６カ月間はそれをケアしていこうと、こういった形で考えているところでございます。

それから、今後の料率と段階でございますが、１２７ページをお開き願います。こちらに第１段階から第１３段階までございます。第１段階から第９段階の、第９段階をちょっと見ますと、本人が市民税課税で前年の合計取得金額から２９０万円以上、ここで切ったといたしますと、この第１段階から第９段階まで、ここまでが国が示す基準でございます。そして、その後の弾力化によりまして、四街道市では９段階以上に、さらに４段階を設けたということでございます。

ご承知のとおり、四街道市の高齢者の方々は高所得の方がとても多いものでございますので、そういった方々には負担をしていただこうということでございます。そして、第１段階から第３段階につきましては、こちらは全国一律に０．５、０．７５、０．７５となっております。また、ご承知のとおり消費税の導入がなくなったものですから、こちらが本来であれば０．５０のところに公費負担が０．２０入って０．３０の負担で済むということでございました。これが消費税導入が見送られたことによりまして、０．５０に対しまして公費負担は０．０５となりました。これが完全実施されるのは平成２９年４月の１日、平成２９年４月１日からは第１段階から第３段階で、先ほど申しました公費負担を国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１と、こ

ういうような形で全国的に行われるものでございます。

また、計画の３，７００円、今現在、第５期は３，２００円でございますが、これが３，７００円、５００円アップになることは、多分県下でもかなり下位に当たるとご説明を申し上げたところでございますが、この原因は推測でございますが、四街道市の場合、昭和４０年代、５０年代に、余りいい言い方ではございませんが、ベッドタウンということで、これらの方々が高齢期を迎えている。なので四街道市の場合には、急激な高齢化になっています。これは、高齢社会が１４％、超高齢社会が２１％でございますが、この７％上がるのに七、八年で急激に増えています。と申しますのは、前期高齢者が多いということにほかなりません。つまり、この方々が将来、後期高齢者になったときに、医療費、あるいは介護費がぐんと上がることが想定されています。ですので、そのときについてはかなりの保険料の上昇が見込まれますということであります。

それと、あとは準備基金の取り崩しでございますが、準備基金につきましては、３年間の保険料でたまったもの、いわゆる、余りいい言葉じゃありませんが余剰分でございます。３年間の余剰分については、次の３年間になる前に皆さんに還元していこうと、そしてまた３年間でもし余剰ができれば、次の３年間に入ったたびに還元していこうと。つまり介護保険料の算定については、３年間の介護保険料として賄われるべき金額に対して払うものでございますので、相当な先のことを考えて介護保険料を取ることができないのが現状でございます。

また、なるべく健康寿命等を増やしながら、介護保険料の急激な上昇を避けるように努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○会長　よろしいでしょうか。

本来、僕がもう一つお聞きをしていい立場ではないのですが、これは今のご説明ですとね、将来的に急激な後期高齢者化ということをもし前提としていくとすれば、１１段階、１２段階、１３段階の人が激減するわけですよね。ということは、おおよそ今の７０歳の人たちが７５歳、５年後には、もう介護保険収入は著しく減少することになりますね、この徴収方法だと。すなわち３年ごとに見直してて、準備金を残すということはほとんど不可能になって、どこからか補填するか、さらに値上げをすることも前提になると、そうせざるを得ないという、将来について余り明るくない計画だと、こういうふうに認識してよろしいのですか。

○事務局　ちょっと私の説明の仕方が誤解を招くような形であったことは大変申しわけないと思います。

現在の段階では、３年間における、いわゆる総需用費に対して、基本的には介護保険料というのは６５歳以上から２２％になりますので、その２２％で賄っていきますよと、それがどんどんと３年ごとにつくっていきますので、その３年間の需用量に対して、おおよそ原則の２２％の保険料だと、皆さんにはこれぐらいの負担をしていただかなければなりませんよと。ですので、先ほどの説明、ちょっと私、暗い説明をしてしまって大変恐縮なんですが、基本的にはそういったものなんですよというご説明のつもりでございました。以上でございます。

○委員　ちょっとよろしいですか。

○会長　どうぞ。

○委員　先日、四街道市の高齢化の進捗状況というような表を見てみたんですけども、地域ごとに、千代田は、今５０．３％から１０年後６１．７％と書いてあるんですね。そういうものが各地域でそれぞれ出てくると、大体５０％近い７５歳以上の人たちが、今の地域で住んでる方たちが、そのままその人数でいった場合にそういう状態が起きてくる、これが現状なんですよ、四街道市の。

そうなると、今言ったような形で、国が１３段階にしたっていうことは、保険料を、要するに格差によって、逆格差で保険料を徴収しましょうという形で保険料の徴収基準を定めたんだと思うんですけれど、それはやはり１０年後を見越した、そういう推定値だと思うんですが、それをあえて四街道は財政が豊かなようでございますから、それでその準備金を取り崩したと。

準備金を取り崩すということは、企業の場合である異常事態の場合は準備金を落とすんですね。市政の場合は、今余ってるからその金を使って、将来のことはいいやと、これはやっぱりまずいかなと思うんですよね。やはり今格差の問題、いろいろ出てますから、その格差を逆格差で保険料を、たくさん所得を得てる人は払ってもらいましょうと、こういう設定だと思うんですね。だから、それはやっぱりある程度、国の施策と市の施策というのはリンクしていかないと、後で痛い目に遭うのは残された人たちじゃないかなと、今、会長がおっしゃるような状態が起きそうな感じがしてしようがないんですね。だから、四街道というのは人口問題をきちっと考えないと、将来非常に大赤字になってしまうということが想定できるというふうに思っていますので、

やはりしっかり考えていただいたほうがよろしいかなと思いますが。

○会長　はい、どうぞ。

○事務局　申しわけありません。私の説明の仕方が多分悪くて、ちょっと・・・・・ということかと思うんですが、もう一度、１２７ページのことをご説明いたしますと、第１段階から第９段階の２９０万円以上というのは国と同じなんです。この上、第９段階に２９０万円以上から４００万円未満の方、これからずっと上をつくっているのが四街道市でございますので、国とは全く同じで、さらに上乗せをしてるということでございますので。

それと、大変何度も同じことの繰り返しで恐縮なんですが、３年間の需用額に対して、それを介護保険料として払っていただく、これが介護保険料でございます。ですので、将来のことを考えるのではなくて、３年間を考えるということでございます。

あともう一つは、四街道市の一般会計からこの特別会計に行くのは、国で定まったパーセント、例えば介護給付費ですと１２．５％、これを上回ることはございません。ですので、四街道市がこの介護保険の特別会計に四街道市の税金を使ってプラスしてるということは全くありませんので、その点のこともご理解のほう、何とぞよろしくお願いいたします。

○大渕委員　ちょっといいですか。

この準備基金というのは、どういう形で積み立てられたわけですか。何が準備として、繰越金として積み立てられてるか教えてください。わかんないですよ。

○事務局　申しわけございません。多分私のご説明の仕方が悪いと思うんですが、この準備基金というのは介護保険料の余剰分だというふうにお話をしたところでございます。ですので、３年間の間に約４億７，０００万の余剰金が発生した。これは皆様が介護保険料として私ども四街道市のお財布に入ってきたものでございます。ですので、次の３年間にこの３年間の余剰分を返す、これを順繰りに繰り返すことによって皆様に還元をしていくのだと、すみません、何度も同じことの説明で大変恐縮でございます。以上でございます。

○会長　予算を使う・・・・・は我々民間のそれとは大分違う……。

○大渕委員　ちょっといいですか。いろいろとわかんないんでね、そこだけちょっと勉強しときたいんですけれど……。

○会長　どうぞ。

○委員　わかんないんだよね。例えば今、４億８，１００万円の準備基金があるわけですね。そのうちの３億８，４００万を取り崩して、そのために保険料を安くすることに使いましょうと、これは非常にいいことだと。残ってるお金に、さらにこれから３年間、どのくらいの準備基金が積み立てられる予定なんですか。それをわかれば安心して積み立ててられ・・・・といった……。（発言する者あり）

○事務局　この準備基金というのは、まず最初に、今回積み立てたものだけではないんですね。例えば第４期のときに大体６億円あったものを、それを５億円吐き出します。また、今回４億８，０００万ぐらいのをやっぱり４億円近く吐き出します。これを繰り返しをするわけです。

　ですので、全てもう、１億円ぐらいないとちょっと基本的に厳しいのかなと若干思うので少しは残しておくんですが、基本的にはそういう金額を出していくんですが、私どもの想定では、準備基金がないようにするのが本来の姿なんでございますが、どうしても例えば介護給付費がそれほど伸びなかったとか、そういったことによって準備基金ができてしまった場合には、これはできてしまったものなので次の３年間でお返しをする、これの繰り返しでございます。

　ですから、４億８，０００万のうちの１億円を抜かした３億８，０００万ぐらいが、この３年間でたまったお金、これを吐き出す。これを順繰りに繰り返すということでございますので、すみません、何か難しいことを容易に話すことができなくて恐縮でございます。以上でございます。

○大渕委員　そうすると、第６期計画が終わったときには、今と同じぐらいの４億８，０００万ぐらいが準備基金として残るだろうという見通しなんですか。

○事務局　いえ、見通しは立ててないです。そのまま、通常でいけば準備基金がないような形を考えてるんですが、結果的にできてしまったというふうにご理解賜りたいんですが。

○会長　わかりました。本来、予算というのがそういうもので、余剰を見込んで予算を立てるんではなくて、単年度、もしくは次年度にわたって使い切るというもの。もちろん、こういうふうな介護保険料、その他、税を集めすぎて、ため込んではいけないというのが本来の趣旨だということですね。したがって、準備基金を集める目的で予算を立てるのは介護保険料を取り過ぎになるんだと、こういう理解でよろしゅうございますか。

○事務局　おっしゃるとおりです。

○会長　ということのようでございます。

　ほかに何か、ご発言がございますでしょうか。どうぞ。

○秋山委員　先ほどの、今のお話のことは、高齢者部会でもちょっとお話ししましたけども、私は違ったことでちょっとお聞きしたいのですが、保健サービスの受診率ですね。これが高いのか低いのかがよくわかんないんですけども、なぜ低いのか、そういうのをお調べになったことがあるのか。

　それと先日新聞に乳がん検診のことについて載ってたんですけども、今現在はマンモグラフィーだけなんでしょうか。何か、新聞では触診と両方をやってほしいっていう通達があったようなのですが、私はマンモグラフィーをやったときに、精密検査を受けさせられて、それで全然何ともなかったんですけど、それ以来ちょっと不信感があって受けてないんですよ。だから、そういう人が多いのかなとは思うんですけども、いかがでしょうか。

○会長　・・・・、どうぞ。

○事務局　申しわけありません。ちょっと、何ページの話でございましょうか。

○秋山委員　１８ページです。

○秋山委員　先日私、ちょっと聞きましたね。

○事務局　はい、よろしいでしょうか。

○会長　どうぞ。

○事務局　こちらはですね、現在のサービスの利用状況が書かれておりまして、現状把握のために記載をしているところでございます。

　保健サービス、保健の「健」は健やかなサービスでございまして、ちょっと私どもの管轄ではないんですが、またこういったご意見があったということを、その担当の者にお伝えするということでお許しを願えないものでございましょうか。

○会長　これは恐らく、皆さんは今、事務局の方はお話し、ご説明できない、健康増進課か、あるいはどちらかその関連の方でないと原因分析、あるいは現在行われてることについては十分な説明ができないだろうと。どうぞ。

○秋山委員　そのマンモグラフィーか触診というのも、そういうのもわかんないですか。

○事務局　健康こども部の高橋でございます。

　今のご質問ということで、今現在、健康こども部の健康増進課というところで、が

ん検診、これが実際に行われているわけですが、１８ページの表ということで、乳がん検診が一番受診率は高いという形にはなってますが、ただ３７％ということなんですね。

マンモグラフィーか触診かということでございますが、ちょうどその辺のところを年齢によっても何か違うことがあったように記憶してるんですが、それで、マンモグラフィーは４０歳以上かどうか、ちょっと確認しないとあれなんですが、またそれだけは確認させていただいて、秋山委員のほうにお答えしたいとは思うんですが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○秋山委員　はい。

○会長　ありがとうございます。

ほかにどなたか、ご発言の方がいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○伊佐委員　伊佐です。

すみません、３点ほどあるんですけども、まず１点目が、先ほど出ました認知症初期集中にもかかわる話なんですけれども、私、あるところで行政関係者の方から、今四街道市では、さりげない見守りということで、コンビニとか、例えば地域新聞、シルバー人材センター、そういうところと契約しまして、そういう試みをしているということを聞きました。それが具体的なこちらの計画の施策の展開に落とし込んでいらっしゃるのかどうか、それが１点目です。

２点目が、この計画のたしか１１０ページ以降だと思うんですけれども、まず事業者の質の向上という項目がありまして、その中で、事業者関係の方の意見交換会とか連絡会という記述があったと思うんですけど、事業者の質の向上に当たりましては、ぜひ当事者の意見を参考にしてほしいと思うんですね。

私はたまたま所属してるんですけれども、介護者の会「虹の会」とか、男の介護を語ろう会とか、そういう当事者の団体もありますので、そうした意見交換会、連絡会にはそういう団体からも参加させていただけたらと、これは要望です。

それから、３点目につきましては、平成２９年度を目途としています地域支援事業の中に生活支援コーディネーターを配置するということが書いてあったと思います。これにつきましては、まだこれから考えていくのかとは思うんですけれども、例えば生活支援コーディネーターを１人というのを想定してるのか、あるいは複数を想定してるのか、それに伴う協議体のようなものを想定してるのか、現段階では当然難しい

かもしれないんですけれども、その辺の現行の取り組みをお聞かせ願えればと思います。

○会長　お願いします。

○事務局　まず最初の、さりげない見守りにつきましては、現在、高齢者見守り協定というのを例えばセブンーイレブン・ジャパンだとか、それからあいおい損保であるとか、コープみらいであるとか、そういったところと進めております。

こちらにつきましては、特に宅配をすることによって、例えば地域新聞、あるいはシルバー人材センターは全て宅配なんでございますが、ポスティングをする際に、例えばポストに相当なものがたまっているとか、そうした場合にちょっとご連絡いただくとか、そういったさりげない見守りについての協定を結んでおります。

将来的にもさらに増やしていこうと考えております。

また、こちらについては、重点目標の１の地域ケア体制の充実の（３）見守り体制の充実というところになるんですが、これはあくまでもその事業者と市が連携をして、ポスティングをしたり、食事を宅配したりとか、そういったときの連絡体制ですので、そこまで詳しくは落とし込んでいないということでございます。

それから、最後の生活支援コーディネーターのことについてですが、現在、３０年４月までに地域支援事業を行うことになっておりますので、現在、多様なサービス主体、それから、多様なサービスのあり方、そういったものの洗い出しをしているところでございます。将来的には生活支援コーディネーター、それから協議体、こういったことによって地域支援事業を進めていこうと。まだ立ち上がっておりませんので、この３年間できちんとしていくつもりでございます。以上でございます。

○会長　よろしいですか。

○伊佐委員　はい、わかりました。

○会長　ほかにはご意見がございますか。どうぞ。

○委員　すみません、ちょっと確認したいんですけれども、７０ページのがん検診の充実というところで、２５年度の実績値があって、目標値が２７年度から出てるんですけど、全体的に下げた目標を設定したというのは、数字の何かがあったのか、何かあって、そういうふうに目標が下がったように見えるんでしょうか。そこをちょっと確認したいんですけれど。

○会長　お願いします。

○事務局　お答えいたします。

７０ページのがん検診の充実につきましては、健康こども部の健康増進課さんにお願いをして、現在のがん検診の実情がどのように充実していくのか、その施策のことについての記載をしていただいたところでございます。

また、数値のほうがかなり、それほど伸びていない、あるいは同一の数値であるということがございますので、この点につきましては、ここでお答えできないことを大変恐縮に思っております。以上でございます。

○会長　どうぞ。

○飛田委員　教えてほしいんですけれど、飛田ですけど、１０７ページの認知症対応型共同生活介護、また認知症関連ですけれど、少しお聞きいたします。グループホームというのは、四街道市にもあるんですか、３つぐらいあるんでしょうか。

○事務局　お答えをいたします。ちょっと今、ページを見ていますのでお待ちくださいませ。

お待たせしました。１１９ページでございます。グループホームであれば、１１９ページの表の・・・・、地域密着型サービスの右から３つ目、認知症対応型共同生活介護、これがグループホームになります。北地区に３カ所で定員は４５人、南地区に１カ所で定員は１８名、こういった現状になっております。以上でございます。

○飛田委員　これは増やす予定なんですか、それとも今後、認知症がどんどん増えていった場合にどうなのかなと。今の場合だと、これだけで十分対応できてると思いますか。３カ所でオーケーということなんですか。

○事務局　お答えいたします。１２０ページをお開き願います。１２０ページに３、介護施設の整備見込みというのがございまして、私どもの計画では、平成２７年、２８年、２９年、この３年間で南地区に１カ所、定員１２名のものをつくる予定でございます。

○飛田委員　これは通所介護が１の１２って書いてありますよね、これのことですか。

○事務局　失礼しました。真ん中の段の認知症対応型共同生活介護、２８年度に１の１８でございます。以上でございます。

○会長　ほかには、よろしゅうございますか。どうぞ。

○事務局　すみません、健康こども部です。

先ほど秋山委員さんのご質問の乳がん検診の関係で、お答えができなくて申しわけございませんでした。

今現在のということでお聞きいただければと思いますが、先ほどの年齢要件でございますが、３０歳以上の女性ということがまず一つの対象になります。それから、マンモグラフィーについては４０歳代以上ということです、４０代、５０代。ただ、これも奇数の年齢とかいろいろございまして、あと３０歳代の方には超音波と検診ということで、これも集団検診と個別検診、お医者さんに行って、別の医療機関でやる場合もあるし集団での検診もあるということで、ちょっとかなり、何というんですか、いろんな組み合わせがあるということで、ご理解、今のところ、いただければ大変ありがたいと思います。以上です。

○会長　さまざまなご意見が出ておりますけれども、ほかにはよろしゅうございますか。

特にご発言がなければ、この件につきましてはお手元にあります四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第６期計画）（案）ということで、後ほど答申をさせていただくということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ございませんか。それでは、そういうことにさせていただきます。

○会長　続きましてこれが最後になりますけれども、四街道市第４期障害福祉計画につきまして、まずこの件に関する部会長でございます大渕部会長さんからご報告をいただきたいと思います、よろしくお願いします。

○大渕委員　障害者部会長を仰せつかりました大渕でございます。座ったままで恐縮ですがご報告を申し上げます。

私ども障害者部会は昨年の８月の第１回部会以来３回の会議を開催いたしまして審議を重ねてまいりました。本計画は国の指針に基づいて平成２７年度から２９年度まで３箇年の障害福祉サービスの見込み量を示したものでございます。策定にあたりましては会長さんから指名を受けました部会員５名の人たちの他に、臨時委員として障害者支援施設永幸苑の川崎哲夫施設長さん、それから四街道手をつなぐ親の会の穴澤悦子会長さんにもご参加をいただきまして障害者当事者団体、それから障害福祉サービスを展開する事業所等々との意見交換会、それから障害者自立支援協議会の意見を踏まえ更にパブリックコメントで市民からのご意見を聴取する手続きをおきまして、作成をいたしましたものでございます。本市議会にお手元の計画案をご報告させていただきますのでよろしくご審議をいただきたいと思います。

尚、計画案の詳細につきましては事務局より説明をさせていただきますのでよろし

くお願いいたします。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。では、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局　障害者支援課長の吉崎でございます。第４期障害福祉計画案の概要についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。失礼かとは思いますが、着席で説明させていただきます。

それでは計画案の方をご用意ください。計画案を１枚めくっていただきまして、まず目次がございますが、本計画は第一章計画の作成にあたってから第九章計画の推進までの九章だてとなっております。順次概要をご説明します。まず第一章ではまず２ページをご覧ください。計画の位置づけ、計画でございますが、この計画は障害者総合支援法、第８８条に基づく市町村障害福祉計画であり障害福祉サービスの提供体制の確保、その他、障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画でございます。策定にあたりましては、国が策定内容に関する基本指針を示しておりますのでこれに沿って策定を進めました。

次に３ページ、計画の期間でございますが、計画の期間はただいま大渕部会長のご報告にもありましたように、平成２７年度から平成２９年度の３箇年となっております。次に４ページをお願いします。第二章としまして四街道市の障害のある人を取り巻く現状ということで１２ページまで身体、知的、精神それぞれの手帳所持者の状況、障害のある児童、生徒の状況、障害福祉サービスの状況、市内の社会資源の状況をお伝えしております。その中で１０ページからの社会資源の状況でございますが、ここには市内の障害福祉サービス提供事業所の他特別支援学校、福祉センターを掲載しております。次に１３ページ、第三章計画の基本的な考え方、では障害のある人がいつまでも生きがいのある暮らしができる町づくりを基本理念とし、１０ページの重点目標としまして相談支援の充実、障害のある人の就労支援、障害のある子どもへの支援、共に生きる地域生活の実現の４項目を重点目標として掲げました。次に、１８ページでございます。平成２９年度までに達成を目指す目標、４つの項目がございますが、ここは先ほども申しましたように、国から目標を設定する項目、それから目標値の設定方法が基本指針として示されております。網掛けとなっております国の考え方、これが基本指針の内容でございます。ここで言われていることに四街道市の数値をあてはめて目標値を設定したものが下の表になります。それにつきましては２０ページまでですね、４項目について記載しております。

次に２１ページでございますが、障害福祉サービスの必要量の見込みでございます。国の指針では現に利用しているものの数、利用者等のニーズなどを勘案して必要量を見込むということになっておりますが、本計画では各サービスについて平成２４年度から平成２６年度までの実績の伸びなどからそれぞれの必要量を見込んでおります。尚、２６年度実績につきましてはまだ年度の途中でございますのでこれも見込み数となっております。それぞれのサービスの見込み量につきましては３１ページまで記載となっております。次に３２ページから地域生活支援事業の利用量の見込みでございます。地域生活支援事業につきましては地域の実情に応じて定めると基本指針ではなっておりますが、当市では相談支援事業以下５つの事業について、こちらも利用実績や今後３年間の必要量を見込んでおります。次に３９ページの第七章、サービス見込み量の統括表となっておりますが、こちらはですね、今までございました第五章、それから第六章で見込みました障害福祉サービス、それから地域生活支援事業の今後３年間の必要量・見込み量を一覧できるように表に表したものでございます。こちらが４１ページまで記載してございます。

次に４２ページ、第八章サービス見込み量確保のための方策、でございますが、１．訪問系サービス、２．日中活動系サービス、居住系サービス、障害福祉支援、につきましては主にサービス提供する事業者の状況把握が、サービス見込み量確保のための方策として大きいものと考えております。地域生活支援事業につきましては４３ページになりますが、相談支援体制の整備、自立支援協議会の活用、マンパワー確保のための環境整備より見込み量確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に４４ページ、計画の推進、でございますが、本計画を推進するため進捗状況の管理と評価、関係機関との連携、県及び障害保健福祉　※圏域※　との調整協力の３項目を掲げ計画の推進に努めることといたしました。尚、本計画につきましても、パブリックコメントを実施したところ１名の方からご意見をいただきましたが、本計画案を修正するには至りませんでした。以上でございます。

○会長　ありがとうございました。では、この件につきましてご発言の方がいらっしゃいますでしょうか。

○※●●委員※　用語のことなんですが、地域生活支援事業の中に１７ページと３３ページで意思疎通支援事業と載っているんですが、４１ページにはコミュニケーション支援となっていますが意思疎通は制度の名称なんですかね。もしあれだったらコミュニ

ケーションの方がいいと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局　はい、ただいまのご質問でございますが、仰る通り以前はですね、コミュニケーション事業と言っておりました。それが意思疎通支援事業に変わってきております。

○※●●委員※　聴覚障害をお持ちの方たちが、この意思疎通という言葉を見た時、国の事業ではありますが、もし計画の中でコミュニケーション支援と統一できれば、そちらの言葉の方が適切だなと私は感じるんですけれども。

○会長　そういう要望と言いますかご発言ございましたけれどもこの件についてどうぞ。

○事務局　お受けしたいのは山々でございますが、法律の方で用語が定義されてしまっておりますので、変更できません。申し訳ございません。

○会長　他にはご発言の方いらっしゃいますでしょうか。

○飛田委員　飛田ですけれど、３０ページのその他の欄なんですけれど、単純な質問で申し訳ないんですけれど、今後の計画とかあるいはそういうものの中で、どのように今後考えていくのかなということで、補装具費の支給とかそれから自立支援医療というのが結構今ものすごく進展してきていまして、ロボット化が結構進んでいますよね。例えば我々が歳を取ってきて、子どもたちも歳取ってきて、障害のある方がもっと大変だと思うんですよ。そうなったときにやっぱりこの辺で、ロボット事業が結構これから盛んになってくると思うんで、各市町村の中で例えばその障害支援のサポーターを、ロボット機能である程度重い物とか、あるいは自分を運ぶとか、そういうものの支援する器具という開発されたものを、市でも取り込んでいく姿勢を見せていった方がいいかな、と自分は考えているんですけれど。四街道市の中でも、結構高価なものになるとは思うんで、かなり四街道の準備金の積み立てが増えて来ると思いますんで、そういうものを利用してやられたらよろしいかなと思って提案したいと思います、以上です。

○会長　はい、今のそういう、もし別枠の中に、例えば何とかロボットというようなものを導入するようなことが生じた場合には、積極的に導入を考えていただきたいというようなご要望ということでしょうかね。まあご要望でございますからそういう風なことがあればですね、積極的に対応していっていただきたいと。意見があったということを受け止めといていただきたいと思います。他には何かご発言がございますか。

○栗原委員　６ページの精神障害のある人の状況というページのところです。こちらには精神障害者保健福祉手帳所持者がこの６年間で非常に急増しているというデータが載

っておりまして、このことに対応した新たな施策の展開であり、あるいは今後の方向性でありというところはどちらを見たら計画書の中でわかるんでしょうか。

○事務局　障害者支援課の阿部と申します。今のご質問でございますけれども、特に精神障害のある方としての記載はこちらにはございません。というのは総合支援法というものが身障、知的、精神それぞれ３つの障害をすべてまとめてサービスの利用ができるというようなことからこちらの方記載しておりませんけれども、とくに精神の方のサービス利用の形態としましては、２５ページの就労移行支援でありますとか、２６ページの就労継続支援、こちらの方の利用がさらに多くなっておりますので、そのサービス見込み量についてもこちらの方が反映させている、というようにご理解いただきたいと思います。すいません、直接的な記載がないものでわかりにくいと思いますけれども。

○栗原委員　と言いますと精神障害をお持ちの皆さん方の一番の問題点は、就労問題であるというようにお考えでらっしゃるということでしょうか。日常生活の中で障害をお持ちの方々がご家族の皆さん含め大変なご苦労の中に居られ、大変な不安の中で生活しておられると思うんですね。やはり相談体制であったり、バックアップ体制というものが、これだけの増加率を見ていきますと計画書の中に含まれていってもいいのではないかなと私個人としては考えるんですけれども。

○事務局　計画書の中だと３２ページの地域生活支援事業の１．相談支援事業が、今ご質問あったように、やはり相談業務の中で精神の障害のある方からの相談と言うのはかなり増えてきておりまして、この３２ページの一番下の方に（２）市町村相談支援機能強化事業、ということで一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力の有する専門的職員として、社会福祉士であるとか精神保健福祉士、こちらの方を配置して相談業務に当たっています。

○栗原委員　そういう方々を増員するというような計画は入らないんでしょうか。今現在配置しておられているんでしょうし、これからも同じ人数でいきましたら、この人数の増加に対して対応が本当にとれるのかどうかという不安があるんですけれども。

○※●●委員※　行政当局から今ご答弁があった通りなんですが、実際精神障害者をですね、私共ケアして処遇している施設の立場から見ますと、今行政の方からお話がありましたように、一つには相談できる体制がどうしてもやっぱり必要だという風に思うんですね。ですからいわゆる基幹型の相談支援センターと言うようなものがこれから

クローズアップされて参りますが、その中に精神保健に関するあるいは精神障害に関する専門家をやっぱり入れていただくというようなことが一つには大事じゃないかと思います。

それからもう一つは精神障害者に対する理解が非常に一般的には低い、という風に私共も感じております。これは見た目にですね例えば肢体不自由の方だとか知的の障害の方も、これは一般の健常者が見てもわかる場合があります。しかし精神障害の場合にはほとんど健常者と日常生活も、若干支援が必要なところがありますけれども、1人でアパートを借りて一人暮らしをやっている方もいらっしゃるわけですから、そんなに健常者の目から見て差別化が出来ないという所に一つの大きな、むしろ問題がありまして、そういうことを十分に見た上でどうやってケアするかという相談だとか支援だとかそういうことが重要なんですね。

で、私どもの精神障害者をお預かりしている施設は民間では私共だけなんです。地域支援センターという総合支援法で規制された施設は。四街道市には第一作業所、第二作業所と言うのがありますけれども、そこも必ずしも精神障害者ばかりと言う風には限りませんので、そういう点では私共の施設は非常に希少な価値だと思うんですけれども、これが精神障害者のその時々の気持ちによっては利用者が減ってですね、せっかくこれだけの施設があるのになぜ利用者が来ないのかという風な悩みを抱えているところなんですね。ですから率直に言って現場の私たちでさえも、どういう風な施設を作ってどういう風なケアをしたら精神障害者に一番いいのかということがハッキリとまだわからないということなんですね。ですから、三障害の中でも精神障害に対する取り組みは、やはり一番遅れていることは事実だと思いますので、何らかの形でこれに対するケアを行政としても強めていただきたい、というのが私たちも強く願っているところです。じゃあ何が必要だ、と言われますとやっぱり就労だとか、私共が一生懸命一般就労させようと思っても、なかなかやっぱり難しいところが精神障害の場合にはございます。ですからそういう精神障害の特性というものをまず分析して、これはお医者さんの力なんかも借りながら、必要なものはこれからなんなのか、というものを見極めていかなきゃなんないという。まだ今そういう段階なんではないかという風に思います。現場を預かっている人間としてはそのような感情を持ちます。

○会長　よろしいでしょうか。他にご発言の方はいらっしゃいますか。

○※●●委員※　３３ページなんですけど、私は今青森県の点訳をしているんですけど、

この中に点訳のことに触れていないんですが、広報なんかはどういう風になさっているんでしょうか。こちらには点字図書館、今はそう呼びませんけれど、ありますからそこを利用されているんでしょうか。障害者の方には広報はどういう風に伝達なさっているんでしょうか。

○伊佐委員　関連で良いでしょうか。私、視覚障害者なもんですから。私自身市政だよりだとか、社協さんの『てと手』『福祉四街道』、これに関しましては電子録音されましたＣＤで送られてきておりまして、音で聴いております。私、盲学校卒業生なんですが、残念ながら点字読めませんので、音声でその辺は情報として把握しています。それから点字につきましては、ボランティアセンター登録で点訳グループきつつきの会というところがありますので、そちらの団体に当事者が点字のが欲しいということであれば対応していただけるという風に聴いています。以上です。

○会長　他にはご発言の方がいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

　それではこの件につきましてはこの計画案について本審議会のご了承を得たということで答申をいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、議題に用意いたしましたものはすべて終了いたしました。また、その他事務局、というところについては、特に今回はないということでございますので、今回は一応これにて終了させていただくということでございます。

○※●●委員※　全体を通してのことなんですけれども、実は用語の解説と言いますのが、実は障害福祉計画の方には載っているんですが、他の計画、子どもプランと、高齢者保健　※改革医療※　計画の方には資料としてはついていないんですが、これは添付されるものなんでしょうか、されないんでしょうか。

○事務局　高齢者保健福祉計画につきましては、今回資料については全く入れておりませんので、これから資料については添付をいたします、以上です。

○大渕委員　全体を通してのことなんですが、細かいことですが、３つの計画にそれぞれ性格・位置づけという一番最初の項目、これがそれぞれカテゴリーが違うんですよね。

　これはたかがたたずまいではございますが、やっぱり行政計画というのもたたずまいのものですから、３つの計画のそれぞれの位置づけの図面が違うというのが、市民の方から見ていかがなものかと取られると思いますんで、これは一つどこかで調整していただいて一緒にした方がよろしいんじゃないかという風に思います。ネーミングなんかも四街道市子どもプランなのが子どもプランとただ書いてあるのもありますし、

それから障害者基本計画・障害計画となっているところと、基本計画と障害計画が並列している記載のもございます。それから、右、左の順番もどうも違うんですよね。それから関連計画の　※協同参画※　推進計画と生涯学習推進計画とありますけれども、子ども計画では生涯学習推進計画が抜けていますんで、この辺もなぜ抜けるのかということが市民の目から見ると危惧だと思いますので、これはどこかで調整していただいて同じものにしていただいた方が良いんじゃないかという風に思います。

○※●●委員※　所管課が違うのでどうしても３冊全く書式が違うのは十分理解できるんですが、ページを開いた時に目次の体裁も全く違うし、中のフォントも違うし３冊が全く別物に見えるんですね。ですから５年後、１０年後で結構なので、最終的には同じフォーマットで、どこのページ、だいたい共通なら共通、同じような書式で見た時、同じ表でというところがあるので、そんなようなことがあるとこれは実は他に手伝っている市の場合も同じことを言っているんですが、やっぱり市民の方が見た時に、もちろん各計画の特色があるんで、子どもプランにはちょっとイラストを入れようとかはわかるんですけれども、何かそのようなことを５年や１０年先見据えてやっていただくと、先程の大渕委員のような発言もないのかなと感じます。要望です。

○会長　はい、ありがとうございました。

○伊佐委員　本年度の保健福祉委員会は本日をもって終了だと思うんですけれども、ちょっと早いかもしれませんけれども来年度なんですけれども、今日の委員さんは来年度まで任期だと思います。私の記憶ですと、来年度は地域福祉計画とそれから障害者基本計画、この審議をこちらでするんだろうなと思うんですけれども、実は障害者部会の時でも申し上げたんですけれども、障害者基本計画につきましては、今障害者に関しましては自立支援協議会というのももうすでに設置してありますので、そちらでの諮問というのを検討できないかということが一つと、どうしてもそれが今までの経緯で難しいのであれば、保健福祉審議会の中に、改めて障害者基本計画については専門部会の設置をして、その中に自立支援協議会のメンバーを入れていただくとかその辺を考慮していただければと思います。要望です。

○会長　ありがとうございました。そうした要望を障害者部会の時にも同じようなご発言がございましたけれども、その時にご回答は頂いておりますので、特にご配慮いただきたいということにしたいと思います。だいぶ時間も経って参りましたが、よろしいでしょうか。よろしければ一応その他はないと申し上げました。そこで、本日の福祉

審議会はこれで終了させていただきたいと思います。では、会の進行を事務局の方にお返ししたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局　はい、ありがとうございました。このあと答申を行います。市長の方が参りますのでしばらくそのままお待ちください。

○事務局　それではこれより、子ども子育て支援事業計画、それから高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画第６期計画及び第４期障害福祉計画の策定について答申を行います。柴会長より答申をお願いいたします。

○会長　平成２７年２月１６日、四街道市長佐渡斉様。四街道市保健福祉審議会会長柴が四街道市子ども子育て支援事業計画の策定について答申をいたします。平成２６年２月４日付副第 155 にて諮問のありましたことについては下記のとおり答申をいたします。

答申、四街道市子ども子育て支援事業計画の策定については、別添の四街道市子ども子育て支援事業計画(案)の通りとされたい、ということでお願いを申し上げます。

以下、同じでございますので、四街道市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の諮問につきましては、別添の四街道市高齢者福祉計画及び介護保険計画第６期計画(案)の通りとされたい、ということで答申をいたします。

３件目は四街道市障害福祉計画の策定についてということでございますが、第４期四街道市障害福祉計画の策定については別添の第４期四街道市障害福祉計画(案)の通りとされたい。お願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。それでは市長の方からご挨拶をお願いいたします。

○市長　ご紹介賜りました市長の佐渡でございます。本日３つの計画につきまして別添の通りとされたいというご答申を賜りましてありがとうございます。思い起こせば昨年の２月に子ども子育て支援事業計画の諮問をスタートして、この２６年度で３つのこの計画ご審議を賜り本日答申をいただきました。この１年間のうちに３つも答申をいただくとは過去においてはなかったんではないかと思います。各委員の皆さんにおかれましては、保健審議会の中でですね、子ども子育て部会、高齢者部会、そして障害者部会ということで専門部会を３つ作っていただきましてそれぞれの部会が活発にご審議を重ねられたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。皆様方が審議の過程の中で貴重なご意見ご提案をされておられます。そして市の方では、その御意見を

計画の中にいかに取り込んでいくか、そしてまた委員の皆様方につきましては、開始当初から専門的な分野から様々な貴重なご提言をされて出来上がったこの計画でございます。市といたしましては、この計画の着実な推進、そしてまたそれをどのように進捗しているのか、ぜひまた保健福祉審議会にご報告させていただき、そしてご審議を賜りそしてこの計画の現時点ではどういう評価が出来るのか、そういったＰＤＣＡサイクルの中で、市としてもこれから頑張って参りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

新年度２７年度におきまして第４期の障害福祉計画出来たことでございますが、また新たな障害の基本計画というまた新たな諮問事項を予定しております。これからも各分野での専門家の皆様方でございますので是非とも貴重なご提案、又いろんなご指導を賜り四街道市の保健福祉行政の充実に、これからも邁進して参りたいと存じますのでどうぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。結びに、各委員のご健勝、ご活躍、ご祈念を申し上げましてご挨拶とさせていただきます。どうも答申を賜りましてありがとうございました。

○事務局　以上を持ちまして終了とさせていただきます、ありがとうございました。

以上。